

氏 名	かた 片 おか 岡 よし 宜 ゆき 行
学位の種類	博 士 (文 学)
学位記番号	文 博 第 216 号
学位授与の日付	平 成 14 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 文 献 文 化 学 専 攻
学位論文題目	現代ドイツ語における与格の機能

論文調査委員	(主 査)			
	教 授 西 村 雅 樹	助教授 松 村 朋 彦	教 授 吉 田 和 彦	
	(専門委員) 教 授 西 本 美 彦			

論 文 内 容 の 要 旨

現代ドイツ語の文法書において、与格は意味用法にしたがって分類的に記述されるのが一般的になっている。まず「目的語の与格」と「自由与格」が区別され、「自由与格」はさらに「所有の与格」、「利益／不利益の与格」、「関心の与格」などに下位区分される。しかし、このような分類の記述には、与格の諸用法に共通する機能が反映されないという問題がある。また、文法書によって与格の扱い方が大きく異なり混乱をきたしているのが現状である。

本論文は、このように複雑な問題をはらんでいるドイツ語の与格の機能に関する研究である。全体は、「序論」、「1. 現代の文法書における与格の記述」、「2. 言語理論と与格」、「3. 与格をめぐる諸問題」、「4. 与格の機能」、「結論」からなっている。

第1章では、現代の文法書における与格の記述を概観し、その問題点を明らかにする。現代の代表的な文法書には、伝統的な分類法を踏襲しているものに加え、伝統的な区分法に批判的なものも見られる。前者の例としてはシュルツ／グリースバッハ(1967)、グルントツューゲ(1981)、フレーミヒ(1991)、ヘルビヒ／ブッシャ(1996)を、後者の例としてはエンゲル(1988)、アイゼンベルク(1999)、IDS文法(1997)を挙げることができる。

しかし、詳しく見るとどちらの立場をとる文法書もそれぞれに相異なる見解を含んでいる。例えば、同じように伝統的な区分法を踏襲しているグルントツューゲとヘルビヒ／ブッシャでも、前者が「自由与格」を副詞的規定の一種とみなしているのに対して、後者は「自由与格」を副詞的規定に含めていないという相違がある。また、「自由与格」をいくつかのどのようなタイプに区分するのかという点でもそれぞれに異なっている。一方、伝統的な区分法に批判的な文法書でも、エンゲルは「利益／不利益の与格」を動詞の補足語、「所有の与格」を名詞の付加語とみなしているのに対し、アイゼンベルクやIDS文法は、「利益／不利益の与格」、「所有の与格」をいずれも動詞の補足語(ないし目的語)とみなしている。

このような見解の相違に加えて、用語法の誤りや同一の文法書の中での相矛盾する記述が見られるなど、現在の文法書における与格の記述は混乱した状況にあるといえる。全体としては、ヘルビヒ／ブッシャのように「自由与格」をより細かく区分しようとする傾向と、アイゼンベルクやIDS文法のように各タイプの与格に共通の性質を重視し伝統的な区分を撤廃しようとする、これとは反対の傾向が並存している。

なお、IDS文法では動作様態と与格の出現の関係にも言及されるなど、他の文法書では顧みられていない観点からなされた分析も見受けられる。しかし、そのような分析も個別的な現象の記述にとどまっており、与格出現のメカニズムを全ての用法にわたって統一的に説明できているとはいえない。伝統的な与格の記述法に対して批判がなされながらも、それに代わる体系的な記述がまだ確立されていないのが現状であるといえる。

第2章では、歴史言語学、意味内容文法、格理論について論じる。歴史言語学の文法書においては、既に今日一般的に見られる与格の分類の記述の原型が見られる。そこでは今日のような明確な分類の記述は行われていないが、既に「目的語の

与格」と「自由与格」は区別され、「自由与格」の下位区分も見られる。しかし、グリム、パウル、ベハーゲルの文法書における与格の記述はそれぞれに大きな相違を示しており、特にベハーゲルは独特の観点から「自由与格」の下位区分を行っている。また、ベハーゲルは今日一般に「関心の与格」と呼ばれるものを「利益／不利益の与格」に含めており、一方で、ベハーゲルが「関心の与格」に対して下している定義は一般には「判断の与格」に該当する。このように、用語法の混乱も既にこの時期の文法書に見られる。

与格の用法の通時的変遷からは、「格の融合」によっていったん多様になったゲルマン語の与格の用法が、再び本来の用法に限定される方向で変化を遂げていることがわかる。ゴート語のような古い言語段階におけるゲルマン語の与格は、現代ドイツ語よりもはるかに多様な用法を持っていた。しかし、「行為・出来事によって影響を受ける人物を示す」という与格の元来の機能に合致しない用法は、次第に前置詞句などの他の文法手段によって担われるようになっていった。与格の用法は、再び本来の機能に特化する方向に変遷してきたといえる。一方で、「自由与格」は古い言語段階から新高ドイツ語に至るまで維持されており、この事実は「自由与格」が与格本来の機能を担っていることを裏書していると考えられる。

意味内容文法における代表的な格の研究としては、L. ヴァイスゲルバーによる「人間の対格化」に関する論文が挙げられる。ヴァイスゲルバーは、人間を示す対格名詞を支配する動詞の増加という現象について、人間を事物と同等に扱い人間を貶める傾向の表れであると解釈している。しかし、ヴァイスゲルバーの見解に対しては、言語における現象を言語学外の領域で解釈するものであるとの批判もなされている。H. コルプは、前綴り be- を持つ他動詞による「人間の対格化」進行の原因を、be- 動詞の形態・統語上の扱いやすさに求めている。また、西本は人間と事物のカテゴリーを無差別的に取り扱おうとするのは言語の一般的な傾向であり、そのような傾向は、人間の認識や思考が抽象性の高いものへと発展するのに応じて言語が変化した帰結であるとみなしている。

Ch. フィルモアの“The Case for Case”によって創始された格理論は、意味的な関係を「深層格」として定義し、それが実現されたものを「表層格」とみなすという、従来の格研究とは逆の発想から生まれたもので、今日に至る強い影響力を持っている。しかし、設定すべき「深層格」の数や格相互の区分が決定できないという根本的な問題を抱えていたうえに、「深層格」の定義そのものがあいまいだったことから、この理論は論議を呼んだ。フィルモアは“The Case for Case Reopened”において「深層格」の基礎づけのために新たに「場面」と「視野」という概念を導入したが、格理論の根本的な問題を解決するには至っていない。

第3章では、ドイツ語の与格に関する代表的な研究である G. ヘルビヒの論文と H. ヴェーゲナーのモノグラフィーを中心として、与格をめぐる主要な論点について考察する。ヘルビヒは統語的・意味的な基準を整備して「自由与格」の分類を試み、伝統的な分類法を踏襲しつつさらに細分化された分類を行った。各タイプの与格は互いに異質であるというのがヘルビヒの見解であるが、与格に共通の性質が顧慮されていないという問題がある。逆に、「関心の与格」や「判断の与格」を除く全てのタイプの与格は同質であるというのがヴェーゲナーの見解である。ヴェーゲナーは動詞付加的な全ての与格を「与格目的語」として捉えているが、全ての与格を動詞に支配されたものとみなすと、与格の一般的な性質が見失われるという問題が生じる。

「所有の与格」の特徴であるとされる「所有の関係」については、D. クローンが与格名詞と身体部位名詞の関係に限定すべきであるとの見解を示し、ヘルビヒもこれを受け継いでいる。しかし、「所有の関係」はより広く設定することが可能であり、「所有」の概念を広く定義しなおすことによっていわゆる「所有の与格」を他のタイプの与格と関係づけることが可能になる。

I. ローゼンゲレンによって提案された「成功／失敗の与格」は、一部の文法書に採用されている。しかし、ローゼンゲレンがこのタイプを提案した趣旨が生かされているとはいえない。この提案の意義は与格の出現と動作様態の関係に着目したところにあり、その着想は IDS 文法などに受け継がれているとはいえ、十分に体系化されるには至っていない。

与格に関する研究においては、与格名詞句を元来「異質」なものの集合と考えるか、それとも元来「同質」なものの顕在化と考えるかという相対立する見解が見られる。前者はヘルビヒ、後者はヴェーゲナーらに代表される。与格には、基本的に有生で、動作主を示さないという広く認められた共通の意味的性質がある。また、主格や対格名詞句と比べ与格の担いうる意味役割は狭く限定される。与格を全く「異質」な名詞句の集合とみなすのは適切さを欠き、「関心の与格」など特殊な

用法を除く「自由与格」については下位区分の必要はない。ただし、「目的語の与格」の用法を動詞から切り離して一般化することは困難であり、「目的語の与格」と「自由与格」の区分は必要である。

第4章では、「所有の与格」を中心にすえて、独自の視点から与格の分析を試みる。「所有の与格」はしばしば名詞の付加語に近いものとみなされ、身体部位名詞の存在が「所有の与格」出現の要件であると説明されてきた。しかし、身体部位名詞があれば必ず与格の出現が可能になるわけではない。「所有の与格」の現れる構文をみると、構文の中に空間補足語が存在するとき「所有の対象」は例外なく空間補足語の中に生じており、「所有の対象」が空間補足語の中に現れて初めて与格の出現が可能になることがわかる。

空間補足語が場所を示す場合と目標・起点を示す場合では、文全体の意味的性質や与格の意味的機能が異なっている。空間補足語が場所を示すときは文は継続的な状態を表すのに対し、空間補足語が目標・起点を示す場合には文は行為や出来事を表す。また、前者の場合には与格が「状態の担い手」を示すのに対し、後者の場合には与格は「行為・出来事の受け手」を示す。したがって、与格を記述する際には両者を区別する必要がある。

身体部位が行為・出来事の直接的な対象となり対格名詞で現れる場合には、空間補足語がなくても与格の出現が可能になる。したがって、動詞がある人物に対する方向性を持った行為・出来事を表すか、あるいは人物の身体部位に対して作用を及ぼす行為・出来事を表すかのどちらかの条件が満たされる場合に与格が生じると考えることができる。

従来「所有の関係」と呼ばれてきた概念を見直し、より広く設定しなおすことによって、「所有の与格」について行った分析を「利益／不利益の与格」にも適用する可能性が開ける。また、動詞語義に特定の方向性が含まれる場合には与格が単独で現れることが可能で（「目的語の与格」）、方向性が含まれない場合には空間補足語・前綴りの存在が与格出現の要件となる（「所有の与格」）と解釈することによって、「目的語の与格」と「所有の与格」の出現条件を統一的に規定することができる。このようにして、本論文で「所有の与格」を中心に行ってきた分析を他の用法に拡張できる可能性がある。

以上の考察をふまえ与格の機能をまとめると以下ようになる。

1. 継続的な状態を表す文で、その状態の担い手を示す

この場合、与格の現れる構文は以下ようになる。

身体部位の明示が不要である場合 → *Mir schwindelt.*

身体部位が主格主語により示される場合 → *Mir schmerzt das Bein.*

身体部位が空間補足語により示される場合 → *Mir tanzt alles vor den Augen.*

2. 行為・出来事を表す文で、その行為・出来事の受け手を示す

この場合、その文は以下のいずれかの要件を満たす。

a. 動詞がある人物に対する方向性を持った行為・出来事を表す。その方向性は動詞の意味に内包される（与格は動詞の目的語として現れる）。

Das Mädchen gab dem Jungen den Ball.

Er nahm dem Mädchen den Ball.

b. 動詞がある人物に対する方向性を持った行為・出来事を表す。その方向性は空間補足語・前綴りによって示される（与格は空間補足語・前綴りと共起する）。

Das Mädchen warf dem Jungen den Ball ins Gesicht.

Er riß dem Mädchen den Ball aus der Hand.

Die Kinder legten ihm das Geld auf die Theke.

c. 動詞がある人物の身体部位（もしくはそれに準ずる人物に関わりの深い対象）に対して作用を及ぼす行為・出来事を表す。

Er wäscht mir die Hände.

Er wäscht mir das Auto.

論文審査の結果の要旨

ドイツ語における4つの格（主格、属格、与格、対格）のなかで、与格はもっとも複雑な問題をはらむものである。歴史的に見れば、ドイツ語の与格は、印欧語における「格の融合」によって成立した「混合格」であり、現代の文法理論においてもまた、与格の記述と分類に関してはさまざまな見解が並存している。伝統文法においては、まず「目的語の与格」と「自由与格」とを区別し、「自由与格」をさらに「所有の与格」、「利益／不利益の与格」、「関心の与格」などに下位区分するのが一般的である。それに対して、近年の文法記述においては、「自由与格」の分類をさらに細分化しようとする傾向と、与格全般に見られる共通性に着目して伝統的な区分を見直そうとする傾向とが対立しており、伝統的な与格の記述法に対して批判がなされながらも、それにかわる体系的な記述がまだ確立されていないのが現状である。

本論文は、こうした研究状況をふまえて、ドイツ語の与格の機能を通時的・共時的に考察し、与格のより包括的な記述と分類をめざそうとするものである。なかでも論者は、伝統文法や現代のドイツ語文法書における「自由与格」の設定とその意味機能の分類に関する記述の曖昧さと矛盾点を的確に指摘し、最近の格理論の成果を批判的に吟味し、修正を加えて、とりわけドイツ語の「所有の与格」の成立条件を解明し、それによって格概念を普遍的に把握するための理論的な可能性を提示している。

本論文のすぐれた特色として、次の点をあげることができる。

1) 第1章で論者はまず、現代の主要な文法書を、伝統的な与格の分類法を踏襲しているものと、それに批判を加えているものとに大別し、前者の例としてシュルツ／グリースバッハ、ヘルビヒ／ブッシャ等を、後者の例としてアイゼンベルク、IDS 文法等をあげている。論者はこうした各種の文法書における与格の記述を詳細に分析し、与格の機能分類に見られる混乱と格に関する理論の不備を指摘し、本論文がめざす目的の正当性を根拠づけている。こうして多岐にわたる先行研究に批判的な検討を加え、さまざまな問題点を摘出する論者の手並みは鮮やかであり、言語学研究者としてのすぐれた資質をうかがわせるものである。

2) 第2章で論者は、グリム、パウル、ベハーゲルなどの歴史的な文法書および研究書における与格の記述を分析することによって、現代における与格の分類の記述の原型がすでにこの時期に認められることを指摘している。また論者は、ゲルマン語における与格の用法の変遷をゴート語にまでさかのぼって通時的に跡づけ、「格の融合」によっていったん多様化したゲルマン語の与格の用法が、再び本来の用法に限定される方向で変化をとげてきたことを明らかにしている。さらに論者は、ヴァイスゲルバーなどの意味内容文法やフィルモアの格理論にまで考察の範囲を広げ、格に関する多種多様な先行研究がいずれも限界をもち、格理論の根本的な問題を解決するにはいたっていないことを明らかにしている。こうした通時的・共時的な視野の広さは、本論文のすぐれた特質をなすものである。

3) 第3章では、とりわけ「自由与格」の研究に関して注目すべき成果をあげているヘルビヒとヴェーゲナーの理論が比較対照され、それぞれの特徴である「与格異質論」と「与格同質論」とが検討されている。論者は、「自由与格」の分類をさらに細分化しようとしたヘルビヒの理論において、与格に共通する性質が顧慮されていないことを批判する一方で、動詞付加的なすべての与格を「与格目的語」としてとらえようとしたヴェーゲナーの理論が、与格をそれぞれの動詞に支配されたものとみなすことによって、かえって与格のもつ一般的な性質を見失ってしまうことを指摘している。こうした認識のうえに立って論者は、「目的語の与格」と「自由与格」との区別の必要性を主張すると同時に、「所有」の概念を拡張することによって、「自由与格」を同質的なものとしてより包括的にとらえる新たな可能性を提起している。

4) 第4章では、これまでの批判的検討をふまえたうえで、考察の対象を「所有の与格」に限定し、コーパスをもちいた実証的なデータの分析がおこなわれている。論者は、「所有の与格」と空間補足語との関係に着目することによって、「所有の与格」構文の意味機能の再構築をこころみている。すなわち論者によると、「所有の与格」は、「状態の担い手」を示す場合と「行為・出来事の受け手」を示す場合とに大別され、身体部位の明示の有無、身体部位と行為・出来事との関係、動作主や移動するものの有無といった観点からさらに精密に記述されることになる。最後に論者は、「所有の与格」に関するこうした分析結果を「利益／不利益の与格」や「目的語の与格」にも適用することによって、与格の機能をより包括的に記述する可能性を示唆している。このようにして、実証的なデータの分析を通じて「自由与格」の意味分類に関する新たな見解

を提示した本論文の成果は、与格の研究にとって貴重な貢献をなすものとして高く評価することができる。

とはいえむろん、本論文にも今後の課題としてさらに望まれる点がないわけではない。第1章から第3章にかけておこなわれている先行研究の批判的検討が、与格全般に及ぶきわめて包括的なものであるのにたいして、第4章で論者が新たに提示している分析結果は、あくまでも「所有の与格」に対象を限定したものであり、それを与格の他の用法にも適用する可能性が示唆されてはいるものの、現時点ではまだ論者は与格全般にわたる包括的な記述と分類に成功しているとはいえない。また、与格の問題がドイツ語にのみかわるものではないことを考えるなら、ドイツ語学の分野を超えて、広くさまざまな新しい言語理論の成果を積極的に研究のなかに取り入れてゆくことも必要であろう。本論文によって得られた成果をさらに発展させて、論者がドイツ語の与格に関するいっそう包括的な研究を完成させることが期待されるところである。

以上審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2002年2月20日、調査委員3名と専門委員1名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。